

業務委託随意契約結果表

公 表 事 項	内 容
業 務 主 管 課 所 名	出納室出納課
件 名	さいたま市収納データ作成等処理業務
履 行 場 所	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号外
契 約 締 結 日	令 和 7 年 3 月 7 日
契 約 の 相 手 方 名	AGS株式会社
契 約 金 額	支払限度額 (内訳) 71,984,627円 OCR読取処理5.3円/1件 リジェクトデータパンチ27.4円/1件 外14種類
随意契約によること とした理由	本業務は、各金融機関や各種収納チャネルより受信する納付情報を本市の定めるデータに還元処理するほか、口座振替データ作成処理業務や収入日計処理等を行うものである。本市の口座残高と帳簿上の金額を日々照合する上で、収納データ及び日計データを迅速に作成する必要がある、本業務はそれに必要不可欠な業務である。 そのためには、指定金融機関である埼玉りそな銀行から納入済通知書を可能な限り早く受領する必要がある、その上で受託者の事業所が埼玉りそな銀行さいたま営業部に近接している必要がある。 また、金融機関のほか、コンビニエンスストア収納や、マルチペイメントネットワークを利用した電子納付サービスなどを取り扱う各機関から受信するデータを統合する必要があることから、当該業務を一体として実施することができる受託者でなければならない。 さらに、事業者が変更した場合、当該データを受け入れる財務会計システム、税システム等の連携テスト等の準備を実施する必要がある、令和7年4月1日から業務を履行することが困難である。 したがって、上記の条件に該当する業務が可能であるのは、指定金融機関をはじめとした全ての関係箇所との連携が確立され、かつ、納入済通知書や公金収納報告書等の紙媒体の書類の送付にあたって迅速な対応が可能であるAGS株式会社しかない。 以上により、本業務は特定調達契約として、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当するため、同社を相手方とした随意契約により契約を締結した。 【根拠法令】地方公共団体の物品等または特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号